

株式投資信託

分配金 分配金 分配金 分配金

売却益

解約益

償還差益

申告分離

- 【1】 配当所得
- 【2】 申告分離
- 【3】 源泉分離

国内株式投資信託の収益にかかる税率と損益通算

		税率	上場株式等の譲渡所得との損益通算	確定申告
買取請求 解約請求 償還差益	利益が出た場合 (申告分離課税)	20.315%	○	必要 (特定口座の「源泉徴収あり口座」の計算対象なら不要)
	損失の場合	-		損益通算するなら必要 (特定口座の「源泉徴収あり口座」の計算対象なら不要)
分配金	申告分離課税	20.315%	○	損益通算するなら必要 (特定口座の「源泉徴収あり口座」の計算対象なら不要)
	源泉分離課税	20.315%	×	不要
	総合課税	累進税率	×	配当控除をうけるなら必要 (損益通算は不可)